中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書			
	年	月	В
(宛先) 箕 面 市 長			
「申請者]			
事業所所在地			
<u> </u>			
(名称及び代表者氏名)			印
私は、 <u>(注)</u> の発生に起因して、現在、金融取	□の正党化の	ためにき	タ全調達が
必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。	こうした事態	の発生に	こより、経
営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条類 るようお願いします。	第6項の規定	に基づる	き認定され
記			
1 事業開始年月日	年	月	<u>日</u>
2 (1) 売上高等 (イ) 最近1か月間の売上高等			
	減少率	% (実績)_
<u>В-А</u> В ×100	※小数点第2	位切り捨	て
A:信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等			
B:Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等			<u>円</u>
D. Aの新闻に対応する前午「か月间の完工商寺			円
(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率	%	(宝结目)	፡አ ፈ ነ
(B + D) - (A + C)			
B+D ×100			
C:Aの期間後2か月間の見込み売上高等			円
D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等			<u> </u>
2 声上言笑が述小し、又は述小ナスと目沿走れる理由			<u>円</u>
3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由			
年 月 日			
申請のとおり、相違ないことを認定します。			
(注)本認定書の有効期間: 年 月 日から	年 月	日まで	5
認定者 箕面市長	上島一	彦	
(注)には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる	5.		

- (1) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。 (2) 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。 (3) 認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。